

掛川市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき認定した市道に係る終点の地番を次のとおり変更する。その関係図面は、平成27年8月11日から2週間掛川市維持管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

掛川市長 松井三郎

1 変更の内容

路線番号	路線名	新旧の別	起点地番	終点地番	備考
1295	杉谷二丁目8号線	旧	杉谷二丁目569	杉谷二丁目529	
		新	杉谷二丁目569	紅葉台529	

2 変更の理由

大字新設のため